

令和7年 築上町教育委員会（8月臨時会）議事録

1. 日 時 令和7年 8月27日（水）午前9時開会

2. 場 所 築上町役場 多目的室

3. 出席委員 折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
鰐渕 尚徳 委員、久保 ひろみ 教育長

4. 欠席委員 麦田 猛美 教育長職務代理者

5. 傍聴者なし

6. 事務局出席者 則松 裕司 学校教育課長、種子 祐彦 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、濱田 健太郎 学校教育課参事、
中原 寿浩 学校教育課課長補佐、奥村 一生 生涯学習課課長補佐、
藤江 崇 教育施設整備室課長補佐、岡部 勇祐 学校教育係長、
野村 仁資 スポーツ振興係長、宮内 智久 指導主事、
寺門 東 指導主事、上原 泰 指導主事、
木下 寿一郎 地域活動指導員

7. 会議内容

（1）開会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、定刻になりましたので、築上町教育委員会令和7年8月臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、臨時会に御出席いただきましてありがとうございます。

また、先日は、九州ブロックの市町村教育委員会の研修会御出席ありがとうございました。大変いい研修であったのではないかなと思っております。

それでは、本日は、報告事項が3件、議案が3件ございます。

それでは、本日の会議の議事録署名人を会議規則第11条第2項の規定により、小林委員を議事録署名人に指名いたします。

それでは、本日の会議次第を御覧ください。

委員の皆様方にお諮りします。議案第31号令和7年第3回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見につきましては、議会に議案上程前でございますので非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） 異議ないものと認めます。

なお、非公開案件につきましては、公開案件の終了後に審議させていただきます。

（2）前回議事録の承認

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、2点目の前回議事録の承認でございます。

事務局からお願いいいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

前回、7月23日開催の7月定例会の議事録をGoogle ドライブの共有ドライブにアップして確認をお願いしておりました。内容についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から前回の議事録について報告がございました。承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。前回議事録は承認されました。

（3）事務局報告

報告1 令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書（学識経験者意見）について

○教育長（久保 ひろみ君） 続いて、事務局の報告です。

報告1、令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書、学識経験者意見について、事務局から報告をお願いいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

それでは、令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書、学識経験者意見について報告いたします。

資料につきましては、事務局報告フォルダの中の報告1というフォルダがありまして、その中に報告書が入っております。

この評価報告書については、5月の定例会で教育委員会評価検討委員会が行いました自己評価について報告をさせていただいたところでございます。

その後、7月17日に第1回外部評価委員会、8月18日に第2回の外部評価委員会を開催い

たしまして、外部評価委員から点検、評価に関する御意見をいただいたところでございます。

御意見の内容としましては、本町の教育委員会の取組について一定の評価、おおむね好評な評価をいただいております。また、各種施策のさらなる充実の取組をということでコメントをいただいております。

詳細については、報告書データで御確認いただければと思います。

以上、報告をさせていただきます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま報告 1 について、令和 7 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書について、事務局から報告がありました。資料はフォルダに入っているようでございます。

この報告について、御質問はございませんでしょうか。

19 ページ以降に外部評価委員会委員の皆尺寺さん、柿本さんから御意見をいただいたものをこちらに載せております。御覧いただいたかと思います。おおむね事務局からありましたように、いい評価をいただいているようでございます。

この点について、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、質問がないということでございますので、この報告書につきましては、本日報告した内容で町のホームページでの公表及び議会へ提出をさせていただきたいと思います。

報告 2 教育委員会所管施設の使用料の減免について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて報告 2 、教育委員会所管施設の使用料の減免について、事務局から報告をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

教育委員会所管施設の使用料の改定については、議案第 31 号で後ほど御説明をいたします。

ここでは使用料の減免の考え方について御説明したいと思います。

4 月の定例会で企画財政課から使用料の改定について説明がありました。そのときに、町長が必要と認める場合だと教育委員会が必要と認める場合といった減免の基準が曖昧なものについては、規則により、どういったものが減免に該当するんだよという判断基準を定めるというお話をあったと思います。

減免の基準を定めた築上町使用料等の減免に関する規則を企画財政課で制定し、令和 7 年 10 月 1 日から施行予定でございます。

この規則は、各課各施設の設置条例や施行規則等に減免の規定がない場合について、標準的な減免の取扱いを定めたものでございます。

教育委員会所管施設の減免の規定状況ですが、学校施設については、報告2というフォルダの中に規則の抜粋が入っております。学校施設は、築上町立小中学校施設の使用に関する規則という規則がございまして、その第12条に減免の対象について規定されており、今後もこの規則により使用料の減額、免除をしていく予定でございます。

減免対象については、おおむね現状のとおりということで考えておりますが、中には少し基準が曖昧なものとかがありますので、そういうものについては見直し、また、今後予定されております部活動の地域展開も考慮し、必要に応じて規則の改正を行いたいと考えております。

生涯学習課所管施設についても、各施設の条例規則に減免の基準が規定されておればその基準により、規定されていない場合は規則を制定し対応する予定でございます。

おおむね現行の減免の基準をベースに考えておりますが、状況によっては減免の対象にならない場合、それから減免の水準が下がるという場合も考えられます。減免基準の原案ができましたら、また委員の皆様に御説明したいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から報告2について説明がありましたけれども、御質問はございませんでしょうか。

生涯学習課から補足の説明はありませんか。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子です。

今、学校教育課長のほうからも説明させていただいたとおり、生涯学習課所管分については、規則等で定めがあるものについては内容を見直し、場合によっては次回の教育委員会のほうに御提示させていただくと、ただ、規則に記載がないというか、別に定めるという記載の規則がありましたので、その分については規則で減免について記載する形での改正を考えております。

なお、10月1日以降につきましても、現在、減免をしている団体さんについては、経過措置でそのまま適用されるという形になっておりますので、新たな事案が発生しない限りは、規則を9月の教育委員会にかけて10月1日から施行するような段取りで進めて影響がないような形で対応していくべきと考えています。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかに質問ございませんでしょうか。特にありませんかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、本日報告しました内容で使用料の減免の基準をこれから整理してまいります。減免基準の整理により、現行の減免基準と異なる場合は、変更点を教育委員会の皆様方にしっかりと御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

報告3 指導主事報告について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて、報告3、指導主事の報告です。

指導主事から報告をお願いいたします。

○指導主事（寺門 東君） 指導主事の寺門でございます。

共有フォルダの中にR7全国学調というPDFがあるかと思います。今年は令和4年以来でございますが、小学校、中学校とも理科もございましたので、その結果をグラフにして表しております。

令和4年から令和7年度、これは異なる診断の数値でございます。前回の教育委員会のほうで今年度の結果は既に御報告しておりますが、異なる診断ですね、小学校、中学校とともに全全国平均と比較しておりますが全国平均に近づいた状況が増えていると、特に中学校につきましては、全国平均にほぼ近づいています。

理科については、令和4年と令和7年、来年度は英語がまた令和5年以来ございますので、また御報告をしたいと思います。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま指導主事の報告がございましたが、御質問はよろしいでしょうか。

ちょっとよく見ていただいて、何とか全国平均値並みを推移して大きな落ち込み等は現在のところは見られない。日々、特に学校のほうでも努力してもらっておりますし、子供たちも頑張っている状況かなと思っております。また資料等々をよく見られて御意見等があれば出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、指導主事の報告、生徒指導のほうですね。

○指導主事（上原 泰君） 失礼します。生徒指導担当の指導主事の上原でございます。

先ほどと同じフォルダの中に月例報告各月まとめ7月までというPDFと、令和7年度不登校兆候児童生徒の状況というPDFを掲載しております。

まず、月例報告各月まとめのほうの一覧から見ますと、小学校で7月末までの不登校兆候は23人、不登校は17人、中学校のほうで不登校兆候はなく、不登校は14人となっております。

6月末までの集計と単純比較しますと、小学校のほうで不登校兆候から不登校に、いわゆる30日を超えたという形で、令和7年の数が積み上がっているという状況です。中学校のほうは大きな動きは今のところはありません。

御承知のように、現在、各小中学校は夏季休業中です。まもなく2学期の始業式が行われ2学期がスタートするわけですが、2学期は私どもも含めて学校と連携を取りながら児童・生徒の動

向については注視し、連絡を取り合っていきたいと考えております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

今の生徒指導関係の報告で御質問等ございませんか。

やはり不登校のほうは少しずつ増えているというような状況でございますが、この対策については、本町では教育支援センター、あおぞら教室の指導員の充実、そして1名は学校を回っていて、校内支援センターも少しずつ稼働し始めているところです。

加えて、これは生涯学習課担当というか所管になるんですけれども、地域学校協働活動の中でもやはり不登校の児童・生徒の居場所ができないかということで、今、担当のほうで事業構築というか、少し地域学校協働活動の中で、そういう学校にも出てこられない、支援センターにも出てこられないという子供さんたちの受皿にならないかということで、今、検討中でございます。また詳細が固まってまいりましたら、生涯学習課のほうからまた報告させていただきますが、何とかしてやっぱり子供たちが学校に出てくるということ、そして、それだけではなくてやはり居場所ですね、何かやっぱり子供が引き籠るということではなくて、社会とのつながりが持てるような取組を教育委員会としても考えていく必要があるのではないかということで、今、ちょっと生涯学習課のほうで検討していただいているということですので、御報告をさせていただきます。

それでは、この件についてはよろしいですか。御意見等ございませんかね。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

（4）議事

報告第 4 号 令和 7 年第 1 回築上町議会臨時会提出議案に対する意見に係る臨時代理の報告及び承認について

○教育長（久保 ひろみ君） では、議事のほうに入らせていただきます。

資料は、議案資料フォルダを御覧ください。

報告第 4 号令和 7 年第 1 回築上町議会臨時会提出議案に対する意見に係る臨時代理の報告及び承認についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

資料につきましては、報告第 4 号フォルダ内の資料を御覧ください。こちらに資料が入っております。

本件については、7月23日に開催しました7月定例会で教育施設整備室から説明がありましたとおり、新図書館整備工事契約の変更が必要となったため、契約変更の議案を7月30日開会の臨時会に提案する予定でございました。

提案するに当たって、町長から教育委員会に意見を求めておりましたが、7月27日の議会運営委員会、こちらが意見の回答の期限になりますが、それまでに教育委員会を開催するいとまがなかったことから、教育長が臨時に教育委員会を代理して町長に意見を申し出たため、別紙のとおり教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から報告第4号について説明がございました。

ここで、委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。すみません。本日ということにさせていただいております。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、報告第4号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。報告第4号令和7年第1回築上町議会臨時会提出議案に対する意見に係る臨時代理の報告及び承認については、承認されました。

議案第32号 築上町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 続きまして、議案第32号築上町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

資料については、議案第32号フォルダを御覧ください。

この議案については、先ほどの報告第4号の事例のように、教育委員会を開催するいとまがない場合に教育長が教育委員会を代理して事務を行う行為、これは臨時代理というんですが、その臨時代理と委員会の報告について規定を改めるものでございます。

現行、この規則では専決というふうに記載されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では表現が臨時代理となっておりまして、今回、記載を改めるものでございます。

それと、本日の報告第4号のように改正規則の施行前に行った行為を改正後の臨時代理とその報告をしたものとみなす経過規定を附則で定めるというものでございます。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

ただいま事務局から議案第32号について説明がございましたが、委員の皆様方から御質問、御意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第32号については承認することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第32号築上町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定については、承認されました。

（5）連絡事項

○教育長（久保 ひろみ君） それでは連絡事項です。事務局からお願ひいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

連絡事項の1点目です。

前回の定例会で協議しました区域外就学の件になります。

確認事項となっていた2項目について、状況をこちらで確認して委員の皆様に御報告することとなっていました。詳細については、この後、委員協議会を開催しますので、そちらで報告したいと思います。

それから、2点目、資料を配りしておりますが、九州ブロック社会教育研究大会福岡大会についてでございます。

こちらについては、11月13日、14日で開催されます。県の社会教育委員連絡協議会の会長を教育長が務めておられまして、福岡県で開催ということで福岡県からより多くの参加を求めているという状況でございます。

日程は、13日の午後から分科会、14日の午前中から全体会となっているので、できれば両日参加してほしいんですが、可能であれば、全体会に御参加いただきたいと考えております。

御参加いただける場合、参加負担金、交通費等は町の負担となりますし、参加される方が多ければ車等で行くということも検討しますので、参加される場合は今月中に私までお願ひします。

○教育長（久保 ひろみ君） 申込みはいいですかね。生涯のほうはいつとか、ちょっとそれを合せて。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） すみません。社会教育委員につきましては生涯学習課のほうで、今、取りまとめを実施しています。教育委員の方々につきましては学校教育課のほうで取りまとめて、生涯学習課からまとめて報告するように考えていきたいと思っております。

○学校教育課長（則松 裕司君） 社会教育係長に報告してもらうように調整しておりますので、可能であれば今月中にお願いしたいと思います。

それから、3点目、小学校の運動会についてでございます。

今年の小学校の運動会は、10月4日に開催される学校と10月18日に開催される学校があ

ります。

教育委員会で出席する委員の皆さんと教育委員会側の出席者を委員協議会で決めたいと思いま
すので、よろしくお願ひします。

それから、もう1点、次の教育委員会ですが、こちらは令和7年9月25日、9時から、予
定では議会委員会室で開催の予定でございます。急遽、また議会のほうが委員会室を使用するよ
うであれば、今回のように会場を変更したいと考えております。

連絡事項については以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ほかにはございませんか。大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議案第31号 令和7年第3回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見について
【非公開】

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、これで令和7年8月臨時会を閉会いたします。

午前9時41分閉会
